

令和7年度愛媛県造船・舶用工業緊急基盤強化事業費 Q&A

まずは、こちらのQ&Aをご確認頂き、ご申請をお願いします。

1. 申請から補助金支払いまでの流れは。	4
2. 補助対象となる事業は。	4
3. ①と②の事業を併せて申請することは可能か。	4
4. 同一事業内で複数の経費を申請することは可能か。	4
5. 交付される補助金は消費税及び地方消費税を含んだ額となるのか。	4
6. 交付決定は先着順となるのか。予算額を上回る申請があった場合はどうか。	5
7. 国や都道府県、市区町村等が実施する補助事業と併用することは可能か。	5
8. 様式の電子データはどこか。	5
9. 事業計画書等、様式の記載スペース内で記入する必要があるか（記載スペースが狭い）。 ..	5
10. 押印省略時の県の担当者と上席のメールアドレスはどれか。	5
11. 企業以外の個人事業主や団体は補助対象事業者となるか。	5
12. 事業所（営業所、工場等）、部署単位での申請は可能か。	5
13. 親会社と子会社で別々の申請は可能か。	5
14. 事業計画書に記載する「補助事業の実施場所」は県外でもよいか。	6
15. 県外の事業所（営業所、工場等）を対象とした事業は補助対象事業となるか。	6
16. 申請時の見積書は、概算見積書でもよいか。見積りを依頼してから正式な見積書が出来るま で2カ月程かかるケースもある。その様な状況下でも申請は可能か。	6
17. 申請時に提出する「造船・舶用工業事業者であることを証する書類（写）」とはどのような書 類を準備すれば良いのか。	6
18. 要綱上では、補助対象事業者として各工業会の会員という要件があるが、賛助会員も対象と なるのか。	7
19. 指令前着手について詳細を教えて欲しい。	7
20. サプライチェーン強靱化支援事業の「施設整備費」と労働環境整備支援事業の「施設整備費」 の違い（住み分け）はどうか。	7
21. 社内取引に関する費用は補助対象となるか。	7
22. 設備投資や工事を実施する際に、複数の業者からの相見積もりは必須か。	8
23. 設備投資を実施する際に、調達先は海外でも構わないか。	8
24. 既に設置済の設備機器の維持費（メンテナンス費）は補助対象となるのか。	8
25. 設備機器の借用や導入時の据付けに要する費用は補助対象となるのか。	8
26. 舶用機器を製造する過程で必要な設備機器の購入を検討しているが、舶用機器以外の製品を 製造する過程でも使用する共用機器である。共用機器についても補助対象となるか。	8
27. 修繕を行うための事前調査費（修繕箇所の確認、修繕工法の検討、修繕費用の算出等を目的 とするもの）は補助対象となるのか。	8

28. 事業地拡張のため、古い施設を解体して舗装工事を実施することを検討している。これらの解体費用や舗装費用は補助対象となるのか。 8

29. 建造船の大型化に伴い、艀装岸壁付近の浚渫作業を検討している。維持浚渫に係る工事費は対象となるのか。 8

30. 用地取得費は補助対象とならないとのことだが、空き家を購入または賃貸して社員寮を整備する場合、空き家購入やリフォーム等の修繕費用は補助対象となるか。 9

31. 既に物件を賃貸して社員寮を整備している場合、賃貸料や修繕費用は補助対象となるか。 . 9

32. 労働環境整備支援事業の「ソフトウェア導入費」とは、具体的にどのような事業が想定されるのか。 9

33. 労働環境整備支援事業の「外注費」とは、具体的にどのような事業が想定されるのか。 ... 9

34. 社内システムを更新するにあたりシステム開発コンサルタントへの外注費（システムを構築するための設計書の作成委託等）も補助対象となるか。 9

35. 社員寮を建設するための適地調査費用（司法書士や土地家屋調査士等へ所有者不明土地の調査を外注する等）は補助対象となるのか。 9

36. 駐車場や駐輪場の整備を検討しているが、補助対象となるのか。 9

37. 通勤用の自転車（電動自転車）や乗り合い用の社用車の購入費は補助対象となるのか。 .. 10

38. 消耗品費については補助対象となるのか。 10

39. 現場作業時に使用する工具（道具）や作業服、手袋、耳栓、粉じんマスク等の購入費は補助対象となるのか。 10

40. 熱中症対策として、心拍数計測機能付き腕時計や空調服の購入費は補助対象となるのか。 10

41. 県外の事業所に従事する従業員も含めて、熱中症対策備品の購入を検討しているが、補助対象となるか。 10

42. 研修費用について、職員の旅費は補助対象となるのか。 11

43. 研修費用について、外部講師を派遣して社内研修を実施する場合は補助対象となるのか。 11

44. 自社製品等をPRするため、展示会の開催・出展を検討している。開催・出展に係る費用（会場使用料や出展料・出展ブースの内装経費等）については補助対象となるのか。 11

45. 人材を確保するため、就職説明会の開催・出展を検討している。開催・出展に係る費用（会場使用料や出展料・出展ブースの内装経費等）や就活サイトへの情報掲載料は補助対象となるのか。 11

46. 従業員が通勤する際の橋代やフェリー代は補助対象となるのか。 11

47. 研究開発費は補助対象となるのか。 11

48. 外国人技能実習生等の入国手続や一時帰国に係る諸費用（旅費、申請手数料等）は補助対象となるのか。 11

49. 実績が事業計画を下回った上、事業費総額下限額を下回ったがどうすれば良いか。 12

50. 実績が事業計画より上回った場合、交付決定額から増額が可能か。 12

51. 「補助事業が完了した日」とは、いつの時点を指すのか。 12

52. 発注先への支払いが完了した日をもって、事業完了とみなすとのことだが、でんさい（電子記録債権）や手形、クレジットカード等で支払う場合はどうか。 12

53. 本補助事業を利用して取得した物品を処分する際に、何か制限はあるか。 12

54. 電子メールで申請する場合、誓約書への押印は不要で問題ないか。 13

55. メールアドレスが会社の代表アドレスしかない場合、メールでの申請は可能か。 13

56. メールアドレスが会社の代表アドレスしかない場合、担当者個人の私用メールアドレスでの申請は可能か。 13

57. 会社で利用している個人のメールアドレスが個人名を判別できない（記号や数字等で構成される）場合、メールでの申請は可能か。 13

58. 電子メールで申請する場合、取得した納税証明書は写しで問題ないか。 13

59. 国等補助との併用は不可とのことだが、国等の税制優遇制度（中小企業経営強化税制等）との併用は可能か。 13

60. 中古品の購入は補助対象となるか。 13

61. 施設整備費（改修、修繕、撤去）は対象経費とのことだが、新設も対象経費となるか。.. 13

62. 担保権の設定について制限等はあるか。 14

1. 申請から補助金支払いまでの流れは。

【事業者→県】 補助金の交付申請書の提出（必要に応じて事前着手届出書を提出）

【県→事業者】 内容審査後、補助金の交付決定通知

【事業者】 補助事業の開始

【事業者】 補助事業の完了

〔※補助金額が変更となる場合〕
 【事業者→県】 変更承認申請書
 【県→事業者】 変更承認通知

【事業者→県】 実績報告書の提出

【県→事業者】 補助金の額の確定通知

【事業者→県】 精算払請求書（確定通知受領後、10日以内）

【県→事業者】 補助金の振込（請求書受領後、30日以内）

2. 補助対象となる事業は。

造船・船用工業事業者が実施する次の事業が対象となります。

①生産性の向上（再生）を目的とした施設等整備事業

機械設置費、施設整備費（改修、修繕、撤去）、建屋建設費、通信インフラ整備費

②人材の確保・定着・育成を目的とした労働環境整備事業

施設整備費（改修、修繕、撤去）、ソフトウェア導入費、外注費、物品購入費、研修費

3. ①と②の事業を併せて申請することは可能か。

可能です。ただし、補助上限額は併せて1億円です。なお、②の事業に関しては、①の事業と併せて実施した場合でも補助上限額は5,000万円となります。

例：①の事業を8,000万円（税抜）で申請、②の事業を1億2,000万円（税抜）で申請した場合

①の事業の補助金交付額：8,000万円×1/2=4,000万円・・・A

②の事業の補助金交付額：1億2,000万円×1/2=6,000万円>5,000万円・・・B

①+②の補助金交付額：A（4,000万円）+B（5,000万円）=9,000万円

4. 同一事業内で複数の経費を申請することは可能か。

可能です。例えば、サプライチェーン強靱化支援事業を実施する際に、設備機器の導入（機械設置費）、倉庫の建設（建屋建設費）、工場内の通信環境整備（通信インフラ整備費）を併せて申請することができます。

5. 交付される補助金は消費税及び地方消費税を含んだ額となるのか。

消費税及び地方消費税は除いた、税抜金額を交付します。

6. 交付決定は先着順となるのか。予算額を上回る申請があった場合はどうか。

交付決定は先着順ではありません。なお、予算額を上回る申請があった場合は、予算の範囲内で按分して補助を行います。

7. 国や都道府県、市区町村等が実施する補助事業と併用することは可能か。

国（ゼロエミッション船等の建造促進事業）や自治体、団体（生産性向上設備等投資支援補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、県内企業等採用活動緊急支援補助金等）が実施する補助事業（国等補助）とは併用出来ません。ただし、国等補助と補助対象経費が明確に区別できるものについては、この限りではありません。

8. 様式の電子データはどこか。

愛媛県公式ホームページからダウンロード可能です。インターネットで「愛媛県 造船・船用工業緊急基盤強化事業」と検索して下さい。

9. 事業計画書等、様式の記載スペース内で記入する必要があるか（記載スペースが狭い）。

必要に応じて、改行等で記載スペースを拡張頂き、詳細を記入して下さい。

10. 押印省略時の県の担当者と上席のメールアドレスはどれか。

以下のとおりです。

担当者（To）	愛媛県企業立地課	原	hara-naruho@pref.ehime.lg.jp
担当者（Cc）	//	清水	shimizu-yoshihisa@pref.ehime.lg.jp
上席（Cc）	//	植田	ueda-kunihiro@pref.ehime.lg.jp

11. 企業以外の個人事業主や団体は補助対象事業者となるか。

今回の補助事業において、団体、個人事業主は補助対象外です。

12. 事業所（営業所、工場等）、部署単位での申請は可能か。

補助金は事業所単位ではなく法人（事業主）単位の申請として下さい（原則、事業所等からの個別申請は不可）。県内に複数の事業所等がある場合は、本社等が取りまとめの上、1件の申請にまとめて下さい。

13. 親会社と子会社で別々の申請は可能か。

県内に親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。）の本店及び本社がある場合、同一事業者として扱うため、1件の申請にまとめて下さい。申請の際には、交付申請書は1件とし、

添付書類は各企業単位で作成、提出をお願いします。

14. 事業計画書に記載する「補助事業の実施場所」は県外でもよいか。

県外の実施場所は補助対象外となります(研修参加等の事業は除く)。研修参加等における「補助事業の実施場所」は、参加申し込みの申請主体となる事業所を記載頂き、補助事業の概要欄に研修場所や研修名称等の詳細を記載して下さい。

15. 県外の事業所(営業所、工場等)を対象とした事業は補助対象事業となるか。

県外事業所への設備投資等は補助対象外となります。

16. 申請時の見積書は、概算見積書でもよいか。見積りを依頼してから正式な見積書が出来るまで2カ月程かかるケースもある。その様な状況下でも申請は可能か。

概算見積書をもって申請を不受理とすることはありませんが、可能な限り正式な見積書を申請時に提出して下さい。なお、事業着手後、正式な見積書を入手した結果、金額の大幅な増減(20%を超えるものが対象)が発生する場合は、速やかに事業計画変更申請書を提出して下さい。

17. 申請時に提出する「造船・船用工業事業者であることを証する書類(写)」とはどのような書類を準備すれば良いのか。

以下の書類をご準備下さい。

造船・船用工業事業者共通

- ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し

なお、追加で提出が必要な書類は、要綱第2条の該当番号により変動します。

造船事業者

要綱第2条(1)①~②のいずれかに該当する場合

- ・国からの証書の写し又は同等の書類

要綱第2条(1)③~④のいずれかに該当する場合

- ・不要

要綱第2条(1)⑤に該当する場合

- ・造船事業者との間で申請日前1年以内に締結された船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し又は同等の書類

※詳細は公募要領5(3)に記載のとおり

船用工業事業者

要綱第2条(2)①~⑨のいずれかに該当する場合

- ・国からの証書の写し又は同等の書類

要綱第2条(2)⑩のいずれかに該当する場合

- ・造船事業者との間で申請日前1年以内に締結された製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）に係る売買契約書の写し又は同等の書類
※詳細は公募要領5（3）に記載のとおり

要綱第2条（2）⑪に該当する場合

- ・不要

なお、要綱第2条（2）について、複数の番号に該当する事業者の場合、提出書類に関してはいずれか1つの番号に関するもので構いません。

18. 要綱上では、補助対象事業者として各工業会の会員という要件があるが、賛助会員も対象となるのか。

賛助会員企業についても対象となります。

19. 指令前着手について詳細を教えてください。

事前着手届出書を提出することにより、同書に記載されている着手予定日から補助事業の開始が可能となります。ただし、事前着手した事業が、必ずしも交付決定となるわけではありませんので、ご留意下さい。なお、「着手予定日」とは、発注日または契約締結日のいずれか早い方を記載して下さい。

例：4月10日（金）に交付申請及び事前着手届出書（着手予定日も4月10日付）を提出し、5月22日（金）に交付決定通知を受けた場合

通常の補助事業開始日：5月22日（金）

指令前着手の補助事業開始日：4月10日（金）

20. サプライチェーン強靱化支援事業の「施設整備費」と労働環境整備支援事業の「施設整備費」の違い（住み分け）はどうか。

サプライチェーン強靱化支援事業は工場や作業場など、実際の製造・作業現場での生産性向上に資する施設整備費（保管場所の拡張、事業用地の整備等）が該当します。一方、労働環境整備支援事業は製造・作業現場のみならず、事務所や食堂、社員寮等、労働環境の改善に資する施設整備費が該当します。なお、申請を検討されている事業が生産性向上と労働環境改善の両方に資する場合は、主たる目的に応じてご判断下さい。

21. 社内取引に関する費用は補助対象となるか。

本事業においては、補助対象外です。

22. 設備投資や工事を実施する際に、複数の業者からの相見積もりは必須か。

必ずしも必要ではありませんが、可能な限り経費削減に努めてください。

23. 設備投資を実施する際に、調達先は海外でも構わないか。

国内で製造された設備や国内企業の製造品に限定はしていません。実情に応じて調達先は選定して下さい。

24. 既に設置済の設備機器の維持費（メンテナンス費）は補助対象となるのか。

本事業においては、補助対象外です。

25. 設備機器の借用や導入時の据付けに要する費用は補助対象となるのか。

借用（いわゆるリース、レンタル）については補助対象外です。据付け（機器等の運搬費、設置場所の整備工事及び基礎工事等）は補助対象となります。

26. 船用機器を製造する過程で必要な設備機器の購入を検討しているが、船用機器以外の製品を製造する過程でも使用する共用機器である。共用機器についても補助対象となるか。

主たる目的として船用機器の製造に使用するのであれば、補助対象として認めます。事業計画書に詳細を記載して申請して下さい。

27. 修繕を行うための事前調査費（修繕箇所の確認、修繕工法の検討、修繕費用の算出等を目的とするもの）は補助対象となるのか。

本事業においては、補助対象外です。

28. 事業地拡張のため、古い施設を解体して舗装工事を実施することを検討している。これらの解体費用や舗装費用は補助対象となるのか。

サプライチェーン強靱化支援事業の施設整備費に該当し、補助対象となります。なお、社員寮や福利厚生施設等を建設するために既存施設を解体する場合は、労働環境整備支援事業の施設整備費に該当します。

29. 建造船の大型化に伴い、艀装岸壁付近の浚渫作業を検討している。維持浚渫に係る工事費は対象となるのか。

サプライチェーン強靱化支援事業の施設整備費に該当し、補助対象となります。

30. 用地取得費は補助対象とならないとのことだが、空き家を購入または賃貸して社員寮を整備する場合、空き家購入やリフォーム等の修繕費用は補助対象となるか。

修繕費用のみ補助対象となります。事業計画書の「補助事業の実施場所」については、実際の社員寮整備予定地を記載して下さい。

31. 既に物件を賃貸して社員寮を整備している場合、賃貸料や修繕費用は補助対象となるか。

修繕費用のみ補助対象となります。事業計画書の「補助事業の実施場所」については、現在の社員寮の所在地を記載して下さい。

32. 労働環境整備支援事業の「ソフトウェア導入費」とは、具体的にどのような事業が想定されるのか。

社内システムの新規開発・更新、社内データベースのクラウド化、専用システム（船舶設計用3D-CAD、AIエージェント等）の導入等に関連する経費（システム構築費・ライセンス料等）を想定しています。システムの導入に際し、サーバ等のハードウェアを購入する必要がある場合は、「物品購入費」に該当します。なお、システム構築費の中にハードウェア購入費が含まれており、内訳が分からない場合は、「事業計画書（3 支出経費の明細等）」の経費区分欄に「ソフトウェア導入費・物品購入費」と記載して下さい。

33. 労働環境整備支援事業の「外注費」とは、具体的にどのような事業が想定されるのか。

労働環境を改善するため、外部コンサルタントへの調査依頼（業務の棚卸調査等）、社内システム導入時に、システム開発会社に伴走支援を依頼する際の委託費用等を想定しています。

34. 社内システムを更新するにあたりシステム開発コンサルタントへの外注費（システムを構築するための設計書の作成委託等）も補助対象となるか。

本事業においては、補助対象外です。

35. 社員寮を建設するための適地調査費用（司法書士や土地家屋調査士等へ所有者不明土地の調査を外注する等）は補助対象となるのか。

本事業においては、補助対象外です。

36. 駐車場や駐輪場の整備を検討しているが、補助対象となるのか。

補助対象となります。

37. 通勤用の自転車（電動自転車）や乗り合い用の社用車の購入費は補助対象となるのか。

通勤用の自転車（電動自転車を含む）は補助対象となります。ただし、レジャーや競技用途での利用も可能なスポーツタイプ（マウンテンバイク、ロードバイク、クロスバイク、BMX等）は補助対象外です。なお、申請される際は、積算根拠を明らかにして下さい。また、社用車については補助対象外です。

38. 消耗品費については補助対象となるのか。

使用可能期間が1年未満の消耗品は補助対象外となります。また、以下の事例のような一般消耗品や単価1万円未満の消耗品については補助対象外です。ただし、熱中症や防災・減災対策として特に効果が高いと認められるものについてはその限りではありません。

【補助対象外となる消耗品の事例】

- 事務用消耗品：文房具、名刺、コピー用紙、インク、トナー、梱包材、印鑑、伝票等
- 日用品：ティッシュペーパー、トイレトペーパー、蛍光灯、医薬品、マスク、ごみ袋等
- パソコン用品：DVD、CD、LANケーブル、周辺機器等
- 作業用消耗品：手袋、長靴、ヘルメット、工具等
- その他：ガソリン代、車両用オイル、観葉植物等

【消耗品以外で補助対象外となる主な事例】

- 商品券・金券等の購入、雑誌購読料、新聞代、各種団体等の会費、電話・インターネット利用料金等の通信費、光熱水費、駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、オークションによる購入（インターネットオークション含む）、飲食等の交際費、車検費用、保険適応診療にかかる経費、役員報酬、直接人件費、公租公課、金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等

39. 現場作業時に使用する工具（道具）や作業服、手袋、耳栓、粉じんマスク等の購入費は補助対象となるのか。

現場作業を実施する上で通常必要な物品については、作業用消耗品に該当しますので、本事業においては、補助対象外です。

40. 熱中症対策として、心拍数計測機能付き腕時計や空調服の購入費は補助対象となるのか。

補助対象となりますが、積算根拠を明らかにして申請して下さい。従業員数以上の数量を発注し、申請するなど、実態にそぐわない申請と認められる場合は、不受理となります。

41. 県外の事業所に従事する従業員も含めて、熱中症対策備品の購入を検討しているが、補助対象となるか。

原則、事業計画書に記載頂く「補助事業の実施場所」で行われる事業が対象となります。な

お、本事業は国費を活用した事業であるため、会計検査院による会計検査が後日実施される可能性があります。

42. 研修費用について、職員の旅費は補助対象となるのか。

航空券、乗車券の領収書等で明確に判別可能な経費については補助対象となります。

43. 研修費用について、外部講師を派遣して社内研修を実施する場合は補助対象となるのか。

外部講師の派遣に要する費用や会場使用料等の経費については補助対象となります。ただし、領収書等で明確に判別可能な経費に限ります。

44. 自社製品等をPRするため、展示会の開催・出展を検討している。開催・出展に係る費用（会場使用料や出展料・出展ブースの内装経費等）については補助対象となるのか。

商談目的のイベント参加費用は補助対象外となります。

45. 人材を確保するため、就職説明会の開催・出展を検討している。開催・出展に係る費用（会場使用料や出展料・出展ブースの内装経費等）や就活サイトへの情報掲載料は補助対象となるのか。

新規雇用を目的とした、それらのソフト事業は補助対象外となります。なお、県が実施予定の「県内企業等採用活動緊急支援補助金」では、企業説明会への出展費用や企業紹介パンフレットの刷新、採用PR動画の製作、就職情報サイトへの登録利用料等の費用を補助対象経費とする予定です。

46. 従業員が通勤する際の橋代やフェリー代は補助対象となるのか。

本事業においては、補助対象外です。

47. 研究開発費は補助対象となるのか。

本事業においては、補助対象外です。

48. 外国人技能実習生等の入国手続や一時帰国に係る諸費用（旅費、申請手数料等）は補助対象となるのか。

本事業においては、補助対象外です。

49. 実績が事業計画を下回った上、事業費総額下限額を下回ったがどうすれば良いか。

補助対象外となりますので、事業廃止（中止）申請書を提出して下さい。

50. 実績が事業計画より上回った場合、交付決定額から増額が可能か。

予算及び上限額の範囲内であれば、交付決定額からの増額が可能です。実績が上回る可能性がある場合は、速やかにご連絡下さい。

51. 「補助事業が完了した日」とは、いつの時点を指すのか。

原則、補助事業を実施するにあたり、発注した設備機器や物品等が納品・検収完了（工事の場合は施工完了）した後、発注先への支払いが完了した日となります。設備機器の設置後、補助対象者側の責めに帰することができない事由（例：納品物の不具合や性能不良等）で検収作業等が事業期間内では間に合わない場合については、判明次第、速やかに県に相談して下さい。

52. 発注先への支払いが完了した日をもって、事業完了とみなすとのことだが、でんさい（電子記録債権）や手形、クレジットカード等で支払う場合はどうか。

約束手形や電子記録債権等で支払う場合は、その決済も含め事業実施期間までに完了かつ明細が確認できる場合のみ認められます。同様にクレジットカードによる支払いは、事業実施期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。なお、購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も原則対象外です。一方、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。加えて、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

53. 本補助事業を利用して取得した物品を処分する際に、何か制限はあるか。

要綱第 18 条の規定のとおり、本補助金で取得した財産等を補助事業の目的外で使用するこ
とや譲渡、担保提供、廃棄等の処分を行うには制限（処分制限）がかかります。単価 50 万円（税
抜き）以上の機械装置等の購入や外注による作成物等は、「処分制限財産」に該当し、補助事
業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的
外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分す
る場合、必ず事前に県に申請を行い、承認を受ける必要があります。なお、財産処分を承認
した補助事業者に対し、当該財産の残存簿価等から算出される金額を交付した補助金額を上
限に納付させることがあります。県の承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命
令の対象となりますので、ご注意下さい。

～令和8年3月30日更新分～

54. 電子メールで申請する場合、誓約書への押印は不要で問題ないか。

誓約書への押印は不要です。

55. メールアドレスが会社の代表アドレスしかない場合、メールでの申請は可能か。

個人用のメールアドレスがない場合（会社としてのアドレスが1つの場合）、郵送ないしは持参でのご申請をお願いします。

56. メールアドレスが会社の代表アドレスしかない場合、担当者個人の私用メールアドレスでの申請は可能か。

担当者個人が私用で利用している個人アドレスからの申請は受け付けていません。

57. 会社で利用している個人のメールアドレスが個人名を判別できない（記号や数字等で構成される）場合、メールでの申請は可能か。

申請書類上の押印省略欄に適切に記載頂ければ、メールでの申請は可能です。

58. 電子メールで申請する場合、取得した納税証明書は写しで問題ないか。

写しで支障ありません。

～令和8年4月6日更新分～

59. 国等補助との併用は不可とのことだが、国等の税制優遇制度（中小企業経営強化税制等）との併用は可能か。

税制優遇制度側が併用可能であれば、本補助事業との併用は可能です。

60. 中古品の購入は補助対象となるか。

①サプライチェーン強靱化支援事業 ②労働環境整備事業のいずれにおいても補助対象となります。ただし、見積書等により価格の適正性をお示してください。

61. 施設整備費（改修、修繕、撤去）は対象経費とのことだが、新設も対象経費となるか。

①サプライチェーン強靱化支援事業 ②労働環境整備事業のいずれにおいても補助対象となります。ただし、事業期間内（交付決定の日から令和9年2月5日）に支払いが完了している必要があります。

62. 担保権の設定について制限等はあるか。

本補助事業により取得した財産に根抵当権を設定することは認められません。

「53. 本補助事業を利用して取得した物品を処分する際に、何か制限はあるか。」もご確認ください。